

第65回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和2年11月4日（水）

13：30～15：00

場所：ユートリー 8階 中ホール

- 司 会： 皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
- 私は、本日司会を務めさせていただきます、環境保全課県境再生対策グループの佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。
- 本日の資料は、事前に送付させていただいた次第、出席者名簿、席図
- 資料1、資料2 - 1、資料2 - 2、資料3 - 1、資料3 - 2、資料4、資料5 - 1、資料5 - 2、資料6、参考資料となっております。不足など、ございませんでしょうか。
- それでは、ただ今から「第65回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。
- 本日は都合により野呂委員が欠席となっておりますこと、また藤原委員の代理といたしまして、二戸市総務部長の久慈清隆様が出席されておりますことを御報告いたします。
- それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の佐々木から御挨拶申し上げます。

- 佐々木部長： 皆様、こんにちは。
- 青森県環境生活部長の佐々木と申します。
- 2年前、次長の時にこちらの会議にお邪魔させていただきました、それ以来の出席ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員の皆様には、本日は、お忙しい中、会議に御出席をいただきましてありがとうございます。
- また、今日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために変形のお席の配置になっておりますことをお詫び申し上げます。
- 本日、午前の現場の見学の方も行っていただいた委員の方々もいらっしゃいます。午前からということで、お疲れのところ恐縮ですが、会議の方、よろしくお願いいたします。
- さて、この会議は、今年の2月以来の開催となっております。

現在、現場におきましては、令和4年度末までの事業完了に向けまして、現場地下水の浄化に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

本日は、地下水浄化に係る第3次評価の結果と、それを踏まえました追加対策の案、そして、地下水浄化対策の今後の進め方などにつきまして御説明することといたしております。

第3次評価の実施と追加対策の検討に当たりましては、本協議会の鈴木委員と眞家委員に専門的な立場から御指導、御助言をいただきました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 議事に移ります前に委員改選後、初めての会議となりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。

一ノ渡委員から、出席者名簿順にお願いいたします。

一ノ渡委員： 一ノ渡といたします。よろしくお願いいたします。

宇藤委員： 宇藤安貴子といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

慶長委員： 慶長と申します。今日はよろしくお願いいたします。

坂本委員： 坂本久美子と申します。よろしくお願いいたします。

末永委員： 末永です。よろしくお願いいたします。

鈴木委員： 鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

久慈代理委員： 本日、市長、所用によりまして欠席させていただいております。お詫びを申し上げます。代理で出席しております総務部長の久慈でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

古川委員： 八戸圏域水道企業団の古川であります。よろしくお願いいたします。

眞家委員： 北里大学の眞家です。よろしくお願いいたします。

山本委員： にんにくと言えば田子町の田子町長の山本でございます。どうぞよろしく願
いいたします。

司 会： ありがとうございます。
続きまして、県側の職員を紹介させていただきます。
環境生活部長の佐々木です。
環境生活部次長の澤田です。
環境保全課長の長谷川です。
県境再生対策監の野澤です。
環境保全課長代理の原です。
県境再生対策グループマネージャーの小笠原です。
サブマネージャーの鹿内です。
同じく工藤です。
技師の竹谷です。
どうぞよろしく願います。
それでは、次に移らせていただきます。

3、会長及び副会長の選任についてでございます。

会長の選任につきましては、お配りしております資料1、協議会設置要領の第
4第2項に会長は委員の互選によると規定されております。委員の皆様からの御
推薦をお願いいたします。

参考までに、前期は末永委員に会長を、鈴木委員に副会長を務めていただい
ておりました。

眞家委員： 前期に引き続きまして末永委員にお願いしたいと思います。

【異議なしの声あり】

司 会： どうもありがとうございます。
それでは、末永委員、お引き受けいただけますでしょうか。

末永委員： よろしく願います。

司 会： それでは、設置要領第4第4項に会長は会議を総理し、会議の議長となると規
定されておりますので、末永委員には議長席にお移りいただき、ここからの議事
進行をお願いいたします。

末永会長： 前期に引き続いてということで会長に御推薦いただきました末永です。改めてありがとうございます。

若干、挨拶しろということですので、若干申し上げますが。

今朝も多くの方々、私もですが、現場の方を見させていただきました。2つ感じたことがあります。植物ですね。本当に、毎年、行くたびに1年ごとに確実に成長していているなど。つまり、いわゆる、ああいうふうな形で木々が繁茂していくこと自体が、原状回復への大きな流れだろうなということを今日もまた改めて実感した次第です。

それから、もう1つは、つまらんことですが、一番上にあります雨水貯留池ですね。あれが、今日は満々と水が湛えられていまして、昨年、あるいは一昨年、冬の雪があまり無かった等々で非常に渇水状態であったことも一時あったので記憶しておりますけども。非常に沢山の水が貯えて、貯水されていまして、これでいろいろなことが出来るのかなということを改めて実感した次第です。

また、今日は、その現場の現地の視察にあたりましては、県の野澤対策監等々に大変お世話になったこと、改めてお礼申し上げたいと思います。

今日、第65回目ということで、よく長い間やってきているなというのが、実は私の実感であります。先ほど、佐々木部長の方からありましたように、あと、今年度入れまして3年後、1つの、そのこのゴールを目指して、勿論、取り残されている課題もあるわけでありまして、どのような形において、そのゴールを目指していくか。そういうことを中心に、今回は議論いただければなと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、先ほどもありましたが副会長を私の方から御指名させていただきます。設置要領の第4第3項に副会長は会長が選任するとなっておりますので、私の方から御指名させていただきます。前期に引き続き鈴木委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、これから案件に入りますが、一応、3時半を目途に進めさせていただきます。ただ、途中、換気のために10分間ぐらい、1時間ぐらい経ったら、一旦休憩して換気をするということでありまして、それが極めて重要だということは、北海道のクラスターを見てもよく分かるので、是非、2時半前後に10分程度、換気のために休憩を取らせていただく。そのような形で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、新しい委員もお二人いらっしゃいますので、これまでの事案の経緯と案件の概要について、事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局： それでは、お配りしている資料の一番下に参考資料というものがございますの

で、そちらの方を御覧いただければと思います。

県境不法投棄事案に係るこれまでの経緯と本日の協議会の案件の概要について御説明いたします。

まず、これまでの経緯についてです。

不法投棄事案は、平成11年11月に岩手・青森県警察合同捜査本部の強制捜査により発覚した全国最大級の産業廃棄物の不法投棄事案でございます。

県では、不法投棄現場下流部に位置する馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散防止を最優先し、廃棄物と汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針のもと、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、環境大臣の同意を得た「特定支障除去等事業実施計画書」により対応しているところです。

具体的な内容として、不法投棄された廃棄物等については、平成16年12月から撤去を開始し、平成25年12月に、約115万トン全量の撤去を完了しております。また、廃棄物等に触れて汚染された浸出水の周辺への拡散を防止するため、平成17年6月に浸出水処理施設を整備するとともに、平成18年9月に現場周辺を取り囲む鉛直遮水壁を設置しております。さらに、岩手県において、同県側から本県側への汚染地下水の流入を防ぐため、県境部に鋼矢板を設置しております。

現在は、撤去された廃棄物等が原因で汚染された地下水の浄化対策に取り組んでおり、令和4年度末までの事業完了に向けて、地下水に含まれる汚染物質の濃度が環境基準値以下となるよう、種々の対策を講じながら浄化対策を進めているところです。

次に2番、案件の概要でございます。

1つ目、令和2年環境モニタリング調査結果です。

県では、現場内に不法投棄された廃棄物による周辺環境への影響を把握するため、「環境モニタリング調査計画」に基づき、周辺14地点、現場内36地点において、水質のモニタリングを実施しております。

本日は、令和2年1月から9月に実施したモニタリングの結果を御報告させていただきます。

次に2つ目、地下水浄化に係る第3次評価結果と追加対策案についてです。

地下水浄化対策につきましては、平成26年3月に策定した「現場地下水浄化計画」等に基づき、環境基準値と比して超過の度合いが最も大きい1,4-ジオキサンを主な対象物質として対策を進めております。

地下水浄化対策の進捗につきましては、平成28年度に中間評価、平成30年度に第2次評価を行い、その結果に基づいた対策を講じてきております。

本日は、今年度実施しました第3次評価結果に基づいて、今後実施する追加対

策の内容について御審議いただくこととしております。

次に3つ目です。地下水浄化対策の今後の進め方（1,4 - ジオキサンの浄化終了要件）についてです。

県では、これまで「特定支障除去等事業実施計画書」に定められた事業期間を見据え、1,4 - ジオキサンの浄化終了要件の検討を行って参りました。

本件については、令和元年9月に開催された第63回協議会において御審議いただいております、同協議会で出された意見を踏まえて検討した内容を本日再度御審議いただくこととしております。

最後、4つ目ですが、令和2年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等についてです。

県では、環境再生の取組として、平成22年3月に策定した「環境再生計画」に基づき、不法投棄現場を負の状態から元の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきた経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用することを基本的な考え方とし、自然再生、地域の振興、情報発信の3つの方向性から施策を展開して参りました。

本日は、令和2年度に実施している県の取組内容等について御報告させていただきます。

以上になります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、事案の経緯と案件の概要ということで、特に1番目のこれまでの経緯、これは、新しく委員になられた方に特にお聞きいただくということでありまして、2番目の方は、これはこれから、より詳しく、また事務局の方から御説明があると思いますが、これに関しまして、何が御質問ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、これはよろしいということにさせていただきます。

それでは、案件の方に入ります。

案件の1番、令和2年環境モニタリング調査結果、その中間報告ですね。これに関しまして、事務局から報告いただきます。

よろしく願いいたします。

事務局： 資料2 - 1、2 - 2をお願いします。

令和2年1月から9月までの環境モニタリング調査結果について中間報告させていただきます。

水質モニタリングについては、周辺河川・湧水等では、全ての地点において環境基準値を超える値は検出されておりません。資料2 - 1の3ページを御覧ください。

さい。

3ページの別図1の中で赤マルになっている場所が周辺河川・湧水の調査箇所となっております。

次に1ページに戻っていただきまして、周辺地下水及び遮水壁内地下水では、一部の地点において1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ベンゼンが環境基準値を超える値で検出されました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、観測井戸ア-38及びア-39から検出されております。

4ページの別図3を御覧ください。

別図3の中にア-39、ア-38の箇所を記しております。どちらの地点も徐々にですが、濃度が下がってきており、特にア-39の地点では、5月以降のモニタリングでは、環境基準以下となっております。資料2の15ページ及び16ページを御覧ください。

15ページにア-38の調査結果一覧、16ページにア-39の調査結果一覧を示しております。

次にベンゼンについてですが、観測井戸ア-43から検出されております。資料2-2の17ページの一番下の表を御覧ください。

5月の値より8月の値が下がってきておりますので、今後も値の推移を確認していきたいと考えております。

次に、資料2-1の1ページに戻っていただけないでしょうか。

次は1,4-ジオキサンについてです。モニタリング計画において、1,4-ジオキサンを測定対象としている観測地点、周辺河川湧水と周辺地下水遮水壁内地下水、全て合わせて49地点となっております。

そのうち、今回の期間内に環境基準値を超えた井戸は26地点となっております。

周辺地下水では、観測井戸ア-10において、今年5月から環境基準値を超える値が検出されております。資料2-2の10ページの調査結果一覧を御覧ください。

ア-10の位置図は、資料2-1の3ページの別図1に示してあります。ア-10においては、平成29年12月に初めて環境基準値を超えた値が検出され、平成31年1月までに5回環境基準値を超えた値を検出しております。

その後、令和2年春まで、環境基準値を超える値は検出されていませんでしたが、今年5月に環境基準値を超える0.30ミリグラム／リットルの値を検出しました。

5月以降、6月、8月、9月、この結果表には入っていませんが、10月にも環境基準値を超えて検出されております。

このため、周辺環境への影響があるかどうかということの確認を目的とし、ア - 10 の下流側にある湧水ア - 14 のモニタリングについて、当初計画では、年4回としていましたが、こちらの調査回数を5月以降、毎月1回とし、監視強化をしています。

その結果としまして、下流側のア - 14 及びア - 19 においては、1,4 - ジオキサン濃度は、全て環境基準値以下となっており、下流側の周辺環境への影響は確認されておりません。

また、ア - 10 の井戸には、平成30年7月に自動で記録するタイプの水位計と電気伝導率計を設置し、継続的にデータの蓄積を行っております。

現時点では、ア - 10 における濃度上昇の原因は不明ですが、引き続き水位や電気伝導率のメーターと1,4 - ジオキサン濃度のデータの蓄積を行いながら、周辺環境のモニタリングを今後も継続し、その結果を注視していきたいと考えております。

遮水壁内地下水の1,4 - ジオキサン濃度の変化については、後ほど、次の案件で御説明させていただきます。

続いて、資料2 - 1の2ページを御覧ください。

2の浸出水処理施設水質モニタリングについてです。

資料2 - 2の32ページの表を併せて御覧ください。

放流水水質は、いずれの項目についても計画処理水質を下回っております。

最後に資料2 - 1の2ページの下を図を御覧ください。

1,4 - ジオキサンの除去量についてです。

廃棄物の撤去が完了した平成26年1月から令和2年9月における1,4 - ジオキサンの現場内からの累計除去量は、13万6,179g、平均で月あたり1,681gとなっております。

下のグラフにこれまでの推移を示しております。

昨年9月に大口径注水井戸4基が完成した後は、除去効率が上がっております。大口径注水井戸の完成後の除去量は、月2,200gとなっており、浄化が加速している状況となっております。

私からの説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、事務局から御説明いただきましたが、これに関しまして御質問等ありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、坂本委員。

坂本委員： 先ほど御説明いただいた中で、ア - 10 の1,4 - ジオキサンについて、以前は

基準値以下だったものが、だんだんまた出てくるようになったことについて、濃度上昇の原因は不明ということだったんですけども、これについては、専門家の方の御意見も伺いたいんですけど。何か原因として考えられることはないのでしょうか。

末永会長： 鈴木委員、眞家委員、何かその辺。推定でいいですから。

鈴木委員： まず、ア-10ですけども、今回の結果を見まして、益々理由が、流出する理由というのが見えてこない。ア-10という地点があつて、その下にア-6という地点があります。その下流部にア-14という地点がある。これ、地下水で全部通じているんですね。そこを全部辿ってみても、ア-10の水質応答がア-6とかア-14に見られないんですね。

もし、ア-10で流出していれば、ア-6、ア-14と濃度が高くなるんですけども、そういったこともないということで、ここら辺、ちょっと分からないところです。もしかすると、地下水の流向とか、そこら辺が関係あるのかもしれませんが。ちょっと、今のところ、理由は分からないということですね。

末永会長： 眞家委員、その他、何かあれば。

眞家委員： 分からないことは同じなんですけど。

すみません、私の方もはっきりと、これだということはなかなか言えない状況です。

末永会長： ですね。

鈴木委員、今言われたこの3つのところ、基本的には地下水で通じているという事は確実なんですか。

鈴木委員： おそらく、水の流れは通じているんじゃないかと思いますけど。

末永会長： ないか、ということですよ、それもね。

鈴木委員： ただ、応答が全く、下流部のア-14ではありませんので、おそらく水の流れが違つかもしれませんね。

末永会長： もし、仮に違っているとしたら、それはア-10だけが特に高いというのは、何か考えられますか？

鈴木委員：そこがちょっと分からない。ですから、まず、青森県さんには、データの蓄積ですね。それを進めてもらうというのがまず第一ですね。原因をちょっと、1つ1つ理由を潰していくような、可能性を潰していくような形で調査していくしかないと思います。

末永会長：眞家委員、どうぞ。

眞家委員：分からないということなんですけど、遮水壁の中から漏れて出てきているということではないというふうに考えております。

末永会長：分かりました。いいですか。そういうことですので、今、鈴木委員が最後に言われましたが、これからも注意深く観察して、特定、なるべくというか、特定できればそれに越したことはない。ただ、地下の問題なので、なかなか難しいところはあります。今後とも、注意深く観察はしていくということで、ひとつ御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

その他、ございますか。よろしいですか。

それでは、次に進まさせていただきます。

2番目でございます。

地下水浄化に係る第3次評価結果と追加対策の案ということについて、事務局から御説明いただきます。

事務局：青森県環境保全課の竹谷と申します。私の方からは、資料3-1及び3-2について御説明させていただきます。

まず、資料3-1を御覧ください。

趣旨といたしまして、県境不法投棄現場の現場内地下水の浄化対策については、「現場地下水浄化計画」等に基づき、周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水の汚染物質の濃度を環境基準値以下にすることを浄化目標として対策を進めているところでございます。

県では、これまで、平成28年度に中間評価、平成30年度に第2次評価を行い、様々な対策を講じ、浄化対策に万全を尽くしてきたところでございます。

今般、令和2年4月から7月までのモニタリングデータに基づき、地下水浄化に係る第3次評価を行い、これに基づく追加対策の案の検討を行ったところでございます。

2、3につきましては、2に評価結果、3に追加対策の案の内容を書かせていただいておりますが、これについては、資料3-2で御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3 - 2の1ページを御覧ください。

このページは、1,4 - ジオキサン濃度及び揚水量の推移というものを示してございます。ページの左側の下のところに、1,4 - ジオキサンの平均濃度の推移というもののグラフを示してございます。これにつきましては、1,4 - ジオキサン、各帯水層ごとの平均濃度を示しております。

第一帯水層及び第二帯水層の濃度が基本的には減少傾向にございますが、特に第二帯水層の平均濃度は、今年の3月、大口径注水井戸に本格注水を行った今年の3月以降、濃度が大きく減少し、それに伴い全体濃度も下がっているというような状況でございます。

また、次に右の1,4 - ジオキサン濃度の推移という表の一番下のところに参考、水処理施設原水と書かせていただいている欄を御覧ください。

これは、水処理施設に入ってくる処理前の水の濃度を示しておりますが、過去1年間で最も高かった昨年の12月の0.4の値に比べまして、一番直近の今年の9月データは、0.18と原水の濃度も低下しているといった状況でございます。

次に2ページを御覧ください。

2ページ目は、第一帯水層の1,4 - ジオキサン濃度を示してございます。

まず、右側の県境部から御説明させていただきます。

県境部の状況といたしましては、右側の一番下のCW - 1と書かれたところ、CW - 1の濃度が減少しており、揚水量も増加してございます。これにつきましては、後ほど御説明いたしますが、この県境部に注水を行った結果、濃度が低下してきたものと考えてございます。

次に同じく県境部のア - 26の井戸について御説明させていただきますと、ア - 26につきましては、濃度が横ばい傾向にございますので、これについても対策を後ほど御説明させていただきます。

次に左側の中央・下流部について御説明させていただきます。

中央・下流部につきましては、全体として濃度が減少傾向にございますが、ア - 52 - 1という井戸がまだ濃度が横ばい傾向という状況でございます。これについても、対策を後ほど御説明させていただきたいと思っております。

次に3ページを御覧ください。

3ページには、第二帯水層の低濃度エリアの1,4 - ジオキサン濃度を示してございます。低濃度エリアにつきましては、全体として濃度が減少し、環境基準値を下回っている井戸が多数でございますけれども、下の南側のエリア、具体的に言いますと、DW - 5、ア - 49 - 2、DW - 14、DW - 20、ア - 51 - 2といった井戸が濃度が横ばい傾向にございます。これについても、対策を後ほど御説明させていただきたいと思っております。

次に4ページを御覧ください。

4ページには、第二帯水層の高濃度エリアの1,4-ジオキサン濃度を示してございます。この中でCW-2という井戸がございすけども、この濃度につきましては、今年度に入ってから濃度が減少してございます。

同じくCW-3につきましても、濃度が低下傾向にございます。

このエリアにつきましては、ここが一番浄化が進んでいないエリアですので、これについても対策を後ほど、御説明させていただきます。

ここからは、各帯水層ごとの評価になります。まず、5ページを御覧ください。

まず、第一帯水層の評価ということで、まずは現状実施しております対策の内容について御説明させていただきます。

現状、まず県境部でございすけども、注水井戸3基に対しまして、CW-1という集水井戸を1基設置してございます。この注水井戸から注水を行い、CW-1から揚水を行うことで、地下水の入れ替えを促進させてやって浄化を進めているといった状況でございす。

同じく中央下流部につきましても、四角で示しております道路浸透柵というところに注水を行い、オレンジで示している揚水井戸4基で揚水を行って、地下水の浄化を進めてございます。

次に下の方の(2)浄化対策の進捗状況といたしまして、前回、第2次評価を行った平成30年7月に比べて、令和2年7月の帯水層の平均濃度は、0.17から0.087に減少してございます。

また、赤色で示しておりました濃度が高いエリアが7月には無くなっており、浄化が進んでいるものと考えております。

対策上の課題といたしまして、(3)に示しておりますけども、ア-51-2の付近については、局所的に地下水の流れが悪い場所が混在していると考えてございます。

また、県境部につきましても、ア-26のところに道路が走っておりまして、これにより雨水の地下浸透が阻害されて、浄化が進まないものと考えてございます。

(4)の追加対策の内容といたしまして、ア-52-1及びア-26から注水を行い、揚水井戸から揚水を行うということを試験的に実施して、浄化を進めて参りたいと考えてございます。

次のページにいつていただきまして、第二帯水層の評価でございす。

第二帯水層につきましては、昨年度設置した緑色のマルで示しております大口徑注水井戸4基及びその他注水井戸、これは以前からあったものですが、注水井戸から注水を行い、オレンジの揚水井戸及び赤の集水井戸で集水を行って、地下水の浄化を進めているといった状況でございす。

浄化の進捗状況といたしましては、(2)に示しておりますけれども、濃度分布に大きな差は見られないというふうになっておりますが、平均濃度、帯水層ごとの平均濃度につきましては、2年前、平成30年7月の0.88ミリグラム／リットルから、今年の7月には0.54ミリグラム／リットルと平均濃度は減少して、浄化が進んでいるものと考えてございます。

次に(3)といたしまして、昨年度設置した大口径注水井戸の設置効果の検証といたしまして、まずは全体の効果を検証したものでございます。大口径注水井戸につきましては、第二帯水層高濃度エリア全体の揚水量を1日当たり20m³増やすことを目的に設置したものでございますけれども、大口径注水井戸から継続的に注水できた令和2年4月以降の揚水井戸は、注水前に比べて1日当たり48m³増加しており、注水井戸としての機能は果たしているものと評価してございます。

(3)以降につきましては、個別に注水井戸の浄化効果を見たものでございます。まずは、LIW-1という井戸の浄化効果を見た場合に、LIW-1に注水を行っても、近傍にあるDW-18の濃度につきましては、大きな変化は現在、見られてございません。

しかし、CW-3につきましては、揚水量が増加し、1.4-ジオキサン濃度も低下している状況でございます。

そのため、DW-18につきましては、この周辺に追加で対策を講じる必要があると考えてございます。

次のページを見ていただきまして、(3)LIW-2、LIW-3によるCW-2の浄化効果のところ御説明させていただきます。

LIW-2と3につきましては、CW-2の浄化を狙って設置したのものでございますけれども、注水を行った本年3月以降、CW-2の濃度が約60%低下してございます。そのため、今後も継続して当該井戸から注水を継続して、CW-2の浄化を促進したいと考えてございます。

(3)にLIW-4の注水浄化効果を示しております。LIW-4につきましては、DW-16、ア-43の浄化を狙って設置したものでございますけれども、この2つの井戸には、あまり1.4-ジオキサンの濃度に変化が見られていないということがございますが、そのDW-16、ア-43の周辺につきましても、追加対策を行って参りたいと考えてございます。

(4)に高濃度エリアの追加対策の検討といたしまして、項目を示しております。先ほど御説明したDW-18、DW-16、ア-43の周辺に追加対策を行うとともに、DW-7、DW-11につきましても、濃度の変化があまり見られていないことから、新たな追加対策を講じたいと考えてございます。

(5)といたしまして、第二帯水層低濃度エリアの追加対策について御説明いたします。

低濃度エリアにつきましては、先ほど御説明したDW - 5、DW - 14、DW - 20、ア - 49 - 2、ア - 51 - 2で浄化が進んでいないことから、DW - 5、14、20に注水と揚水を繰り返して地下水の流動性を高めて当該エリアの浄化を促進するというを試験的に実施したいと考えてございます。

次のページを見ていただきまして、高濃度エリアにおける追加対策工事の案でございます。

まず、黄色のマルで示しております注水井戸を3基新たに設置して、DW - 7、DW - 11、DW - 18の浄化を促進したいと考えてございます。

加えて、CW - 2から注水用の横ボーリングを新たに設置して、DW - 16、ア - 43といった井戸の浄化を促進して参りたいと考えてございます。

9ページ以降は、浄化シミュレーションの内容になりますけども、9ページ、10ページについては、シミュレーションの手法を示してございます。これにつきましては、第2次評価、平成30年度に実施した第2次評価と同じ手法で行っておりますけども、最新のデータを用いてシミュレーションに用いるパラメータを見直してございます。

次に11ページを御覧ください。

11ページにはシミュレーション結果を示してございます。

まず、県境部と第二帯水層低濃度エリアにつきましては、既に環境基準に適合しているといった状況ですけども、中央・下流部につきましては、令和3年3月頃の環境基準適合。第二帯水層高濃度エリアについては、令和3年12月頃の環境基準適合を見込んでございます。

次のページにいただきまして、参考として、現場内における水収支を試算してございます。浄化に必要な水の量と現場の水の供給量を計算したものでございますけども、下の結果、水の必要な浄化に必要な水の量よりも供給量の方が上回るといった結果になってございますので、浄化に必要な水を十分に確保するのは可能であると考えてございます。

次に浸出水の処理能力につきましては、現状では、浸出水の量は浸出水処理施設の処理能力以下ということで、下回ってございますけども、かなり最大処理能力に近づいてございますので、今後、浸出水の水質に応じて合理的な運転方法に見直しつつ、処理量を増加させるなどの対応を検討していきたいと考えてございます。

私からの御説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、御説明いただきましたが、第3次の評価結果と、それから今後、追加対策、どういうふうなことをやるかということで、案というふうな形になっておりますが、ここに関しまして、まず御質問、御意見、いただきたいと思っております。

何かありますでしょうか。

宇藤委員。

宇藤委員： 資料3-2の6ページの(2)の加重平均濃度ということについて教えてください。

事務局： 加重平均濃度についてお答えいたします。

加重平均濃度といいますのは、汲み上げる揚水量は、各井戸で異なりますので、水の量が多い井戸につきましては、寄与率が多くなるように、少ない量については、少なくなるようにといった形で揚水井戸で重みづけを行なう計算をするものでございます。

末永会長： 宇藤委員、お分かりになりました。

宇藤委員： すみません、よく分からないです。

末永会長： じゃ、鈴木委員、学生に教えるように説明願います。

宇藤委員： 濃度というのは分かるんですが。

末永会長： この加重というところに力点を置いて。

鈴木委員： そうですね。加重という意味ですけども、要は、これ、揚水しますよね、地下水を汲み上げます。簡単なイメージとしては、揚水した水、全ての地点で揚水した水を1つのバケツとかプールに全部入れて混ぜて、それで混ぜて測った濃度がこの加重平均という形になります。分かります？揚水井戸で汲み上げた水、それを、各地点の水を1つの容器の中に入れます。混ぜます。そこで出てきた濃度がこの加重平均。要は、この地下水の帯水層の平均的なジオキサン濃度という意味になります。

末永会長： お分かりいただけましたか。

鈴木委員： 単純に、井戸から出てきたジオキサン濃度を平均すると、平均値が揚水量の多い方に影響を受けてしまうので、その影響を少なくするために濃度に揚水量というものを掛けるんですね。そうすると、実際に井戸から除去されたジオキサンの量、重さというのが、それを揚水した水の量で割ると、今度は加重平均という濃

度が算出される。だから、ここに出てくる濃度が、地下水の全体の、この場合は、第二帯水層とか、第一帯水層とか、全体の平均的な濃度というものを示しているのがこの加重平均という意味になります。

末永会長： いいですか。

鈴木委員： イメージとしてはね。

宇藤委員： 全体的ということは、井戸の濃度じゃなくて、全体的な。

鈴木委員： そう、エリア全体の濃度を示しているのが、この加重平均濃度という意味になります。

末永会長： いいですか。

鈴木委員： そういう形でこの揚水浄化のモニタリングの計画を立てているんですね。

末永会長： よろしいですか。

その他、御質問、御意見ありますか。

特に、先ほど、技師からありましたように、この追加対策の3本柱ですが、この辺に関しまして、皆さん方から御意見をいただければと思いますけども。いかがでしょうか。

要は、これまでの経過を追っていく中で、更に第3次の評価をやって、こういう対策でいかがかというような形で、ここにお示しいただいているんですが、どうでしょうか。

特段、ございませんか。

無ければ、このような形において、県の方としてはやっていただくということでもよろしいですか。

じゃ、そのような形にさせていただきます。ありがとうございます。

こちら辺で一旦ということになっているんですが、切りましょうか。

じゃ、今、私の時計では14時18分ぐらいですね。ですので、一応、14時30分から再開ということで、10分強、休憩、換気ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

【10分の換気休憩】

末永会長： それでは、30分にはちょっとありますけども、皆さん、お戻りになりました

ので、再開してよろしいでしょうか。それでは、再開させていただきます。

それでは次、案件の3の地下水浄化対策の今後の進め方、1,4-ジオキサンの浄化終了要件についてということで、これに関しましても、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いします。

事務局：それでは、御説明させていただきます。

私からは、資料4、地下水浄化対策の今後の進め方（1,4-ジオキサンの浄化終了要件）について御説明させていただきます。

まず、1の経緯でございますが、本件につきましては、令和元年9月12日に開催した第63回協議会において、「現場内全ての地下水の集まる流末部を主な評価地点とする」といった県の案に対しまして、第3次評価の浄化の進捗及び更なる追加対策の必要性を見極めた上で決定すべきとの意見をいただいたところでございます。

一方で岩手県の方につきましては、去る令和2年9月12日に開催された協議会において、同県の終了要件である1,4-ジオキサンの浄化終了判断基準が決定されたところでございます。

本県の「現場地下水浄化計画」では、環境基準値と比較して、超過の度合いが最も大きい1,4-ジオキサンを地下水浄化の対象としており、今般の1,4-ジオキサンについての地下水浄化に係る第3次評価及び追加対策の検討結果を踏まえて、本県の1,4-ジオキサンを対象とする終了要件について検討・整理いたしましたので、その内容について本協議会で御審議いただきたいと考えてございます。

次に2の浄化終了の基本方針でございます。

浄化終了の考え方につきましては、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書において、汚染拡散防止対策の現場周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下となり、かつ、検査結果の傾向に照らして基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で、事業効果を確認するために行った調査結果を公表のうえ、終了すると定められていることから、この内容を浄化終了の基本方針として、具体的な終了要件を検討してございます。

次に3の終了要件の案について御説明いたします。

まず(1)の現場内地下水浄化終了要件につきましては、①から⑤の5つの要件を県の案としております。

まず①についてですが、浄化終了の判断のための対象井戸は、令和2年度のモニタリング計画において1,4-ジオキサンを対象としている全ての観測地点に流末部を加えた地点とすることを考えてございます。

次に②といたしまして、先ほど御説明した全ての観測地点の測定結果を基本

的に1年間継続して、環境基準を下回った場合には、浄化終了と判断いたします。

③といたしまして、第3次評価において評価した4つのエリア、すなわち第一帯水層県境部、第一帯水層中央・下流部、第二帯水層低濃度エリア及び第二帯水層高濃度エリア、それぞれについて平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合に揚水による浄化を終了いたします。

④といたしまして、揚水による浄化を終了した後につきましては、基準値超過井戸のモニタリングを継続しながら、遮水壁で囲まれた高低差のある本県現場の条件を利用して、浄化終了済みの井戸や浸透柵による自然注水、自然流下、流末排水等により事業終了まで現場管理を行うことといたします。

⑤といたしまして、基本的には、①から④の内容といたしますが、その他協議等が必要な事項については、協議会に諮った上で対策を進めることとしたいと考えてございます。

次のページにいていただきまして、終了要件のイメージを図示してございます。

まず、図中の点線が1,4-ジオキサンの測定値、赤い横の実線が環境基準値を示しております。

まず、赤い点線を御覧ください。

この線は、エリア内の最高濃度井戸、すなわち現場内で最も浄化速度が遅い井戸の測定結果をイメージしておりますが、その井戸の測定結果が環境基準値を1年間継続して下回った場合に浄化終了、すなわち事業終了と判断したいと考えてございます。

次に青い点線を御覧ください。

この線はエリア平均濃度をイメージしておりますが、エリア平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の水質も1年間の平均濃度が環境基準値を下回った場合には、揚水による浄化を終了いたします。

一方で揚水による浄化終了後においても、赤い点線が示す井戸のように環境基準値を超過する井戸が存在すると考えられますので、基準値超過井戸のモニタリングを継続しながら、遮水壁で囲まれた高低差のある本県現場の条件を利用して、浄化済みの井戸や浸透柵による自然注水、自然流下、流末排水等により事業終了まで現場管理を行うこととしたいと考えてございます。

次に(2)といたしまして、現場周辺の地下水及び表流水のモニタリングの終了要件について御説明いたします。

まず①といたしまして、モニタリング地点につきましては、現場内地下水と同様に令和2年度のモニタリング計画において1,4-ジオキサンを対象としている全ての観測地点といたします。

②といたしまして、現場内周辺の全ての観測地点の測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回り、かつ現場内の地下水の浄化が終了した場合において、モニタリングを終了すると判断したいと考えてございます。

③といたしまして、その他協議が必要な事項については、協議会に諮った上で対策を進めることとしたいと考えてございます。

4 その他といたしまして、1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件並びに浄化終了後の1,4-ジオキサンを含むモニタリング地点及び回数については、今後検討した上で協議会に諮りたいと考えてございます。

最後になりますが、今回お示しさせていただいた終了要件で最も重要な点は、県は地元の皆様の安全・安心を守るために全ての観測地点の測定結果が環境基準値を下回るまで現場管理を行うといった点でございます。

県といたしましては、地元の皆様の安全・安心が第一と考えており、令和4年度末の事業期間内に終了要件を満たせるよう浄化対策に最善を尽くして参りたいと考えておりますので、こうした県の考え方を御考慮いただいた上で、終了要件の内容について御審議いただきたいと考えてございます。

御説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

案件の3でございますが、1,4-ジオキサンの浄化終了要件ですね。これに関しまして、今、御説明いただきました。

これに関しまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

眞家委員。

眞家委員： 地域の皆様の安全・安心の面、大変大事なところだと思います。

今回、別紙の方を見ますと、流出部というのは、流末部と考えてよろしいんですね。流出部は流末部1点のみというふうに。

事務局： 基本的には、現場、遮水壁で囲まれておりますので、現場内から出る地下水の地点というのは1か所に限定されていると考えてございます。

眞家委員： この出口の水の、水中の環境基準値で、これが1年間継続して環境基準値を満たすというところでよろしいんですね。

事務局： 流末部1点のみではなくて、全ての観測地点の測定結果が1年間継続して下回るまで、現場管理等は続けて参りたいと考えてございます。

眞家委員： 一番大事なのは流末部かなというふうに思いまして、この流末部は、きちんと

1年間、毎回、毎回、きちんと環境基準値以内になるというのは、勿論、大事なところ、前提だと思うんですけども。

ちょっと、ここを見ますと、全ての観測地点において1年間継続して環境基準を下回りというふうに、1ページの②ですね、終了要件で全ての観測地点の測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合に、というふうには書いてあるんですけども。これ、環境基準値の判断の仕方というのは、国としては、年間平均としてやられていると思うんですね。

流末部は勿論、毎回、毎回、環境基準値以下で放流するという事は守らなければいけないところなんだろうと思うんですけども。この1点、1点、全てにおいて基本的に1年間継続してというところは、これ、税金を使ってこの処理をやっているということを考えますと、国のきちんとした年間平均値で環境基準値が決まっておりますので、そこまでするのはどうなのかな？と言いますか、そこまでする必要はあるのかというところを少し。

末永会長： 眞家委員のおっしゃっているのは、要は平均だから、特に重要な流末地点をきちんと捉えれば、いいということ？

眞家委員： 流末は必ず。

末永会長： 勿論そうだけど。全てのところという形できているけどもそこまでやる必要はないと。

眞家委員： 全ての地点を見るのはおかしくないんですけども。全ての地点が毎回、毎回、1年間1回も環境基準値を超過してはいけないか。そうではなくて、国の求める環境基準値で判断していますので、年平均として、例えば、この予算を地域の活性とかに回すだとか。そこまでして、国が求める基準値以下までにするのに予算を使うというか。県もそんなに予算が潤沢にあるわけではないんじゃないかと思ったので。

末永会長： 県の方としては、しかし、その辺は十分に勘案した上でこういう計画を立てていると思うので。眞家先生のおっしゃることは分かるけども、県の方では、このぐらいかけても大丈夫ですよ、ということじゃないの、これ、きっと。どうなんですか。部長、あるいは、課長。

事務局： 今の眞家先生の御指摘のとおり、国が定める環境基準の達成状況は、年平均より評価するとされておりますけども、県といたしましては、地元の住民の皆様の

安全・安心の観点や岩手県の終了要件等を踏まえて、より厳しい要件を今回、御提案させていただいております。そういう形で進めたいと考えております。

末永会長： 先生、そういうことですよ。

眞家委員： より厳しくする意味が、私には。安全・安心をきちんと出口で確保しておりますから、中のところで、どうのこうのというのは、十分というか、もう十分満たしているんじゃないかと思うんですけど。

末永会長： ただね、多分、私が思うには、安全というものは、幾つもの条件があった方が安心に繋がるわけですよ。つまり、安全というのは客観的事実、安心というのは精神的な問題だから、感情の問題だから。そこにおいて、様々な安全の条件をより増やした方が安心に繋がるというのが、多分、県の考え方だと思うよ。だから、こういうような形でできているんだと思うんだ、よりしっかとしたね。
これ、でも反対はしないでしょう。

眞家委員： 1ポイントで1回、凄い濃いのが出たら、年平均を満たさないんですね。なので、そうしたら駄目ですと、勿論。だけれども、1回、微妙に年平均値を超えたのがあって、更にもう1年というのは、末端で補償しておりますし、この環境基準値自体が本当は排水基準で良いところを環境基準まで10倍、さらにしているところもあって。

末永会長： 分かりました。先生の言うのは、多分、科学的見地からはそうだと思うんですけども。県の方としては、これは知事以下、県の全体の意向なんだろうけど、地元の安全・安心をやっていくために、そういうふうな形でやりますとおっしゃっている。これは、特に地元の方、宇藤委員、あるいは一ノ渡委員、あるいは山本委員あたり、どう考えるかちょっと聞きましょう。どうぞ。町長。

山本委員： 県の方のこの方針につきましては、実は、私聞いて安心しておりました。県のこれまでの方針は全量撤去というふうな方針でございましたし、それはごみだけではなく、この物質も全て、全量というふうに町の方々は理解をしているということでもあります。それに近づけていただけるような仕組みであることは、我々にとりましては、勿論、全町民を説得しやすいですし、当然、その言葉を待っているというのが実情でございましたので、これは、そのような決定は大変ありがたいなと思っておりました。

それで、問題なのは、終わりのところを議論しておりますが、実際には、これ

から1年半ぐらいなりますけども、しっかりとした対策を行うことによって、全井戸がそこで基準以下になれば一番いい話だと思っております。

先ほど申し上げれば良かったんですが、そのためには第二帯水層にどうやって水を満々と満たすことができ洗出しができるのかというのが一番大事なところだと思っております、最後のところを一生懸命議論するよりだったら、まずはこの1年間、どんなふうにしてこの第二帯水層の高濃度エリアを浄化できるのかというところに全勢力を傾けていただきたいなと思うところであります。

それと、専門家の先生方、私、ちょっと分からないのでお教えいただきたいような文献があれば調べていただきたいと思うんですが、この1,4-ジオキサンが、環境ホルモン化しないものなのか。それから、植物等々で濃縮されて濃度が上がっていかないのか。この水を使いまして、農家は耕作をしていたり、あるいは様々に使っているというのは事実でございますので。今のお話は、排水路としてみれば、当然、あっていい議論だと思うんですが、私たち、これ、水を使っておりますので、こここのところにつきましては、是非、我々が安心できるような材料までお示しをいただければありがたいなと思っております。

末永会長： ありがとうございます。

最後の方で、山本町長が言われたことで、眞家委員、鈴木委員で何か知見ありますか。

鈴木委員： まず、生物濃縮の話ですね。1,4-ジオキサンというのは、水に溶けやすい物質で油に溶けにくい物質です。ということは、体内に蓄積しにくい物質なんです。そのまま通ってしまう。もし摂取してもですね。というような物質だというのが1つ。あと、農業とか、そういった影響ですけど。逆に現在、何か支障はありますか。今、排水基準未満、環境基準以上の排水を排水していますけども、現時点で何か農業とかに支障はありますか。そこを確認したいんですけども。

宇藤委員： よろしいですか。

末永会長： それに関連してね。

宇藤委員： 特別支障ということは出ているわけじゃないんですが。私たちは、やっぱり風評被害というところで長いこと、県の方々にもお世話になってきたと思っております。

それで、どういうのが出たとか、そういうことはないんですが。それでもやっぱり、今までやってきてくれたことに対して、ありがたいと思っておりますので、や

っぱり、県の方で全ての観測地点でって、こういうのを出していただいたことに
対しては、とても感激しています。

末永会長： 今、宇藤さんが、いみじくも風評ということで、風評というぐらいデタラメな
ものは、本来はないんだけど、社会科学的に見たら。全く根も葉もないところ
から立つのが風評なんですよ。その結果としての被害が風評被害だけでも。

しかし、時として、いろんな形において、特にジャーナリズムや何かで書きた
てたら必ず起こる。しかし、そういうことも、やはり風評が起きて、風評被害が
起きたら困るので、それは十分に考えた形において、さっき県がおっしゃったと
おり、安全、安全、安全の上に安心というものをきちんとやって。そうすると、
住民の方々もそういうものに対して立ち向かっていくことができるということ
になると思うので。今現在で被害があるかどうかということは、やや違う問題だ
から、そのところは。それは分けて考えた方がいい。そういうことですね。

山本委員、どうぞ。

山本委員： ただ今、実際に被害があったのかなかったのかを町民に問うことは、私は愚問
だと思います。実際に先生方がその可能性があるのであれば、まずお調べになっ
てもらって、そういうところがなくして、町民に聞くというのはありえません。今
の話は訂正願います。

末永会長： そういうことですね。今現在、うんぬんということではないですから。

そういうことで、山本委員、鈴木先生もそういうことで、多分、おっしゃろう
としたこと、誤解があったかもしれませんので、そういうことでお許してください。

今、山本委員、それから宇藤委員から、やはり県の方でやってもらった方が、
住民としては十分に安心できるんだと。また、例えば、町長は特に町の最高責任
者ですから、そういった意味においても住民に対して納得いく説明ができるとい
うことで、県の案を支持するということが、勿論、いわゆる科学的、客観点視点
だけからやれば、眞家委員が最初におっしゃったこともあり得るかもしれないけ
ども、こういうふうな形でやってもらった方が、より安全だと。安全というか、
安心できるんだということですので、これでお認めいただいたらいかがかなと思
うんですけども。

鈴木委員： 私も意見、いいですか。

末永会長： はい、どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員： さっきの住民の方に、訂正します。申し訳ございませんでした。

あと、眞家先生の御意見なんですけども、私もそれに近いです。

まず、私自身の意見は、3（1）の③ですね。この③は4つのエリアごとの空間平均濃度ですね。あと流末部。この2つが環境基準を達成できれば、そこで私はもう浄化事業終了という立場です。そこでもう十分ですと。

②の部分なんですけども、ここは、やっぱり、そこまでやる必要はないんじゃないかと。これは、眞家先生も言われたように、費用と時間、そこまでかける必要があるんですか、というのが。ただ、私は、最終的には地元住民の方の意見というのは尊重したいと思います。

末永会長： 分かりました。

先ほど、私、言いましたけども、要するに科学的というか、客観的な考え方からは、今、鈴木委員及び眞家委員が先ほど言われたようなことでよろしいのかもしれないですが、もう一度言います。地元住民の人たちは、更に細かくやっていただきたいと。念には念を入れてやっていただきたいというふうなことで示された県の意見、県の見解ですね、それを支持するというごさいますので。私としては、今、皆さん方に最後にお諮りしますが、県が先ほど示されて、県の方から示されて形において、これを実行していただきたいというふうに考えるんですが、いかがですか。いいですか。

じゃ、多数ということで。勿論、眞家委員や鈴木委員の言っていることは間違っているというわけではありませんよ。対策としては、今回はそうはしませんということで、皆さん方に御了承いただくということでよろしいかと思しますので、よろしくをお願いします。よろしいですね。

じゃ、このとおり。

ただ、蛇足ですが、最後に竹谷技師の方からあった、地元の人々の安全、安心、うんぬんというのは、文章としては書かれていませんが、この点は、やはり、例えば、町長とか、しかるべき方々にきちんとした形において伝えておかれた方がよろしいと思いますので、その点は、ちょっとだけ、蛇足的に付け加えさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、よろしいですね。

それでは、次にいきます。

4番目です。令和2年度における環境再生計画に基づく県の取組内容等についてということで、事務局の方から御説明いただきます。

事務局： 鹿内と申します。座って説明させていただきます。

それでは、資料5-1、令和2年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等について御説明いたします。

まず、1つ目といたしまして、自然再生についてでございます。

(1)の森林整備につきましては、森林整備計画に基づきまして、昨年度に引き続き、八戸市森林組合と連携し、御意見を伺いながら植栽地の適切な管理を行っています。

また、生育状況につきまして、本年7月に八戸市森林組合から評価していただいたところ、グミ、ミズナラ、ハンノキ、ヤナギなど、森を形成する初期段階に養分が少ない環境下でも成長する特種の成育状況が良く、全体的には概ね順調であるという評価を得ております。

続きまして(2)の現場見学につきましてですけれども、森林整備状況を情報提供していく必要があることから、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大状況に留意しながら、希望に応じて対応をしております。

続いて2つ目としましては、地域振興でございます。

岩手県では、令和2年9月12日に開催されました、第80回原状回復対策協議会において、資料5-2になりますが、ワーキンググループの活動状況について報告をしているところでございます。

中身につきましては省略いたしますけれども、本県としましては、引き続き岩手県の検討状況を注視していくとともに、田子町さんと情報交換をしていきながら、ウェブアーカイブ等による利活用可能な土地情報の発信を継続していきたいと考えております。

3つ目といたしまして、情報発信でございます。

まず、ウェブアーカイブを更新しまして、本県の植栽地の定点撮影写真など情報公開を継続して参ります。

次に浸出水処理施設と田子町町立図書館における資料展示を継続して参ります。

最後になりますが、事案紹介等のDVDの貸し出しを継続して参ります。

以上で終わります。

末永会長： ありがとうございます。

こういうふうな形で進めているし、現状、こうですということですが、今日、折角、二戸の久慈部長が来ておりますので、もし岩手県のこと、手短に御説明、御紹介できることがあれば、何かありますか。いいですか。

それでは、そういうことで。これに関しまして、何か御質問ございますか。鈴木委員。

鈴木委員： 3番の情報発信のところなんですけれども、ウェブアーカイブの更新ということで、ホームページを設けられていますけれども、私も定期的に見ていますけれども、アクセス数というのはどうなっていますでしょうか。

末永会長： 分かりますか。

鈴木委員： 把握はされていますかね。年々どういう傾向なのか。大体、これぐらいのアクセス数はあるとか、そういう何か情報がありましたら。次回でも、次でも構いませんので。

事務局： すみません。調べておきます。

鈴木委員： よろしくお願ひします。

末永会長： つまらないことを申しますけども、やっぱり、この委員会も実に65回という、大変長い間やっているんですね。つまり、それだけ、今日の、この前の議論もそうですけども、原状回復までは、大変なあれがかかるということ。やっぱりこれ、元々、情報発信というのは、そういったことを、県民は勿論、国民全体に知ってもらおうと。環境破壊というのは大変だということを中心として発信するということだと思いますので、その辺、特に、瀬戸内の豊島の事例に見られますように、とにかく大変な時間と費用がかかるということは、何度強調しても、強調しすぎることはないと思うんですね。その辺、ひとつよろしくお願ひして。既にもうやってらっしゃるのは分かりますけども、より情報を新しくしてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これでよろしいですね。じゃ、こういうことでやっていただきます。

それでは、最後になりますが、次回協議会開催予定について、事務局から御説明いただきます。

事務局： 次回、第66回協議会につきましては、年が明けまして2月中旬から3月上旬に青森市で開催を予定しております。日程につきましては、改めてまた御照会させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

末永会長： そういうことで、また、青森市で2月から3月にかけてということですので、皆さん方、よろしくお願ひいたします。

以上で今日の案件は全て終わりなんですが、何か言い残したこととかありませんでしょうか。あるいは、今日、初めて現場に行かれたのかな。坂本委員は、今回、初めてですか。

坂本委員： 私は、ちょっと、3年前に。

末永会長： 慶長委員、何かありましたら、御感想を。

慶長委員： 私、20年ぐらい前にごみ問題が出た時に現場を見に行った記憶があって。それからこの委員の応募で、資料をもらった時に凄い嬉しくて、そうなんだって。今回の県の対応の仕方は凄く私は素晴らしいと思うので、もっともっとこれを情報発信して、環境を破壊するとこれだけのこと、これだけ県が対応して、町民の方たちもどれだけ苦労したんだろうなと思うと、そこをもうちょっと情報発信していただいたらいいんじゃないかなって。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

その他、何かございますでしょうか。いかがですか。古川委員。

古川委員： 午前中、現場を久々に見て、あれだけの広い現場が、今は県の方々が一生懸命やられていること、非常に感謝しております。馬淵川水系の環境保全ということで、当然、田子町の方々の安全・安心というのは大事だし、水が悪さをしないようにつぶさにいろいろ検討されて、浄化しているというふうなこと、非常にありがたいと思っています。

先ほど、追加対策のお話もございました。時間はひょっとしてかかるかもしれないけれども、全ての地点で環境基準をクリアするという、今回の県の提案、非常に大切に、そこが合意点になると私も思っています。

これからも、大変だと思うんですが、これまで以上にまた大いに頑張っていたきたい。私共もできる範囲でバックアップをしたいと思います。

末永会長： ありがとうございます。

一ノ渡委員、どうぞ、一言。

一ノ渡委員： やっぱり田子としては、さっきの②が一番、これがないとどうしても駄目だなと、そういうふうに思っています。

末永会長： ありがとうございます。

坂本委員、改めて、最初に御意見をいただきましたが、何か。

坂本委員： 県の対応が1年間、数値が全部基準値以下ということなんですけども、どうも私は、折れ線グラフを見ていると、途中でビュッと上がったたりすることがするのではないかなという不安がありまして、1年間見ていくというのは、それで確実

にそうなるのかなというところで一抹の不安を感じますけども。まずは、今、これから追加対策をやっていただいた結果を踏まえて、それでまた考えてみようと思っておりました。

末永会長：　そうですね。もし変な結果が出たら、これもこの協議会に諮ることになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様方、どうも御苦勞様でした。

以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで終了してマイクを事務局へお返しします。

司　　会：　ありがとうございました。

以上をもちまして、第65回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

末永会長：　どうもありがとうございました。